

平成29年度スポーツ少年団等育成事業について

当協議会では、まごころ銀行事業の一環として、スポーツ少年団等の育成を目的として、スポーツ少年団のスポーツ用具等の購入・整備について交付金の交付を行い、児童の健全育成を図っております。

つきましては、交付金を希望される団体は、下記及び別添実施要領にご留意のうえ申請いただきますようご案内します。

記

- 1 交付額 30,000円以内で申請により交付します。
- 2 申請期限 平成29年9月1日(木)～平成30年2月1日(木)
- 3 完了報告 平成30年2月末日
- 4 注意点
 - (1) 購入物品に必ず「贈 鬼北町社会福祉協議会」と表示するよう手配願います。
(ボールなどの小さなものは除く。)
 - (2) 他地区の団体と合同で活動している場合は、合同で活動している団体を1団体とみなして交付を行いますので、代表者間で協議をしていただきますようお願い申し上げます。
 - (3) 申込み・問合せ先
鬼北町近永782番地 鬼北町総合福祉センター内
鬼北町社会福祉協議会 電話45-3709(内線6203)担当：富田

※ 「まごころ銀行」

町民の皆様から、お互いの生活や社会をより良くするために寄せられた寄付金(物品含む)によって運営しています。

「社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会とは？」

民間の社会福祉団体で、福祉活動の連絡調整・調査・研究のほか、生活福祉資金の貸付、心配ごと相談所、ボランティアの育成、共同募金等の地域福祉事業及び訪問介護、通介護所事業、訪問入浴事業などの介護保険事業を行なっています。

平成29年度スポーツ少年団等育成事業実施要領

- 1 町民の善意により寄せられた鬼北町まごころ銀行を活用し、スポーツ少年団等の育成助長をすすめ、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とする。
- 2 事業の対象となる組織は、鬼北町内でスポーツを通して子ども達の間形成を図っている団体・グループとする。
- 3 この事業は、1団体につき3万を限度とし、物品購入、整備等についての交付を行う。ただし、3万円を超過した分について、団体が負担する場合は可とする。
- 4 交付対象の物品は、子ども達が主体的に活用するものとし、個人の所有物的なものは対象外とする。
- 5 この交付を受けようとするときは、別紙（様式1）申請書により申請する。
- 6 交付事業の実施後、別紙（様式2）実施報告書及び（様式3）請求書を鬼北町社会福祉協議会へ提出する。
- 7 取得物品には、できる限り本会の表示をするとともに、関係者にまごころ銀行からの交付金で購入したことを周知する。
- 8 まごころ銀行の交付実績報告として、当社協が発行する機関誌等に団体名を掲載する場合がございますので、ご了承ください。

※ 交付事業の流れ

- 交付金交付申請書（様式1）を提出
スポーツ少年団等 →（申請）→ 鬼北町社会福祉協議会
※ 申請書に添付する見積書及び請求書の宛名は、スポ少及び団体名で作成してもらうこと。
- 決定通知の送付
鬼北町社会福祉協議会 →（決定通知書）→ スポーツ少年団等
交付金交付の結果通知書及び報告書（様式2）、請求書（様式3）を送付いたします。
- 実績報告
スポーツ少年団等 →（報告書、請求書）→ 鬼北町社会福祉協議会
事業完了後、様式2及び様式3を社協へ提出いたします。
※報告書（様式2）に、領収書と写真を添付し、請求書に貴団体の振込先口座を記入してください。
（振込み可能な金融機関は、伊予銀行、愛媛銀行、えひめ南農協となります。）
※上記以外の金融機関の場合は、手数料が発生いたしますので手渡し交付となるため、団体からの領収書の発行をお願いいたします。
- 実施報告書を確認後指定口座に振込み
鬼北町社会福祉協議会 →（交付金の振込み）→ スポーツ少年団等

(様式1)

申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会
会 長 渡 邊 邦 夫 様

住 所
申請者 団 体 名 称
代表者名(役職)
電 話 番 号

印

平成29年度スポーツ少年団等育成事業の交付申請について

このことについて、下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 物品内容

品 名	数量	単 価	金 額	摘 要
合 計				

2 添付書類 見積書(又は請求書)